

平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（モニタリング実務研修）事業  
に係る企画競争募集要領

平成31年1月31日  
原子力規制庁長官官房  
放射線防護グループ  
監視情報課

原子力規制庁では、平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（モニタリング実務研修）事業を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

## 1. 委託業務の目的

本研修業務は、緊急時モニタリングセンター及び野外における緊急時モニタリングに従事する者に対し、現地に講師を派遣して、基礎から実践まで受講者の習熟度に応じた講義・実習等を開催し、緊急時モニタリングセンター及び野外でのモニタリング活動に関する知識、技術等の習得を図り、緊急時モニタリングの実効性を確保することを目的とします。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 研修の実施

#### ①モニタリング技術基礎講座

本講座においては、緊急時モニタリングに従事する地方公共団体職員を対象に、緊急時モニタリングの基礎について講義及び演習を実施します。具体的には、放射線の基礎、モニタリング資機材の使用法、環境試料の採取方法、野外モニタリング活動時の放射線防護等の緊急時モニタリングを適切に実施するために必要な知識及び技術について、講義及び演習を実施します。開催地域、開催回数及び募集人員については次のとおりとします。

【開催地域】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県から地方公共団体の希望等を踏まえて選定

【開催回数】選定した開催地域において合計24回程度

【募集人員】20名/回程度

なお、各開催地域における開催の可否、開催日及び開催場所については、各地方公共団体と委託事業受注者及び原子力規制庁において調整し、その調整結果を踏まえ最終決定することとします。

#### ②モニタリング実施講座

本講座においては、緊急時モニタリングに従事する地方公共団体職員を対象に、実際の放射線環境下における実践的な実習を実施します。なお、本講座は、モニタリング技術基礎講座を修了する等、測定機器に関する一定程度の知識を有し、緊急時モニタリング業務に従事する地方公共団体職員等を対象に実施することとします。開催地域、開催回数及び募集人員については次のとおりとします。

【開催地域】 福島県

【開催回数】 1回程度

【募集人員】 20名（複数班編制、1班当たり10名程度）

なお、開催地域における開催の可否、開催日及び開催場所については、地方公共団体と原子力規制庁において調整し、その調整結果を踏まえ決定することとします。

## (2) 研修効果の充実を図るための活動

### ①研修の実施

各講座における教材は、最新の関係法令等を取り入れ、分かり易さ、表現の適切性等を踏まえ作成することとします。また、緊急時モニタリングにおいて使用する測定機器等の取扱い方法をまとめ、緊急時モニタリング機材取扱いポケットブックとして作成し、受講者に配布することとします。

また、モニタリング技術基礎講座の実施に当たっては、目的ごとに講義を分け、講義ごとに、参加者を募るなど、参加希望者が参加しやすいよう工夫することとします。

なお、本研修における教材等については、原子力規制庁と調整の上決定することとします。

### ②研修で使用する資機材

本研修で使用する資機材については、各地方公共団体が保有する資機材を活用した研修が実効的であるため、各地方公共団体の資機材を借用して使用することとします。

なお、資機材が借用できない場合及び資機材が不足する場合には、国が無償貸与する資機材を用いて実習を行うこととします（国が無償貸与する物品については、国が定める条件を満たした上で、貸与物品及び貸与時期については、原子力規制庁と調整の上決定することになります。）。また、国が無償貸与する資機材については、適切な維持管理を行い、無償貸与する資機材のうち放射線測定器については、必要に応じて認定校正事業者による点検校正を行うこととします。

### ③モニタリング実務研修検討委員会の設置

外部専門家や地方公共団体のモニタリング関係者等からなる「モニタリング実務研修検討委員会」を設置し、カリキュラム、教材、アンケート等の評価等を行い、研修後半及び次年度への改善事項の取りまとめを行うこととします。

なお、本委員会の委員、委員会資料等については、原子力規制庁と調整の上決定すること

とします。

#### ④研修効果の確認

モニタリング技術基礎講座及びモニタリング実施講座の受講者に対して、研修に対する要望や改善事項などのアンケート調査を行い、アンケートの集計結果から次年度へ向けた改善事項の抽出と改善策の検討を行うこととします。アンケート調査の実施内容については、原子力規制庁と調整の上決定することとします。

また、現在、地方公共団体においてモニタリング業務に従事する者に対して、本モニタリング実務研修の有効性確認に係るアンケート調査を実施することとします。調査対象者及び調査内容等については、原子力規制庁と調整の上決定することとします。

### 3. 事業実施期間

契約締結日～平成32（2020）年3月31日

### 4. 無償貸付を行える物品

別紙 無償貸付物品一覧のとおり。

### 5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行するために必要な組織及び人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。ただし、平成31（2019）・32（2020）・33（2021）年度環境省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の「役務の提供等」の資格を引き続き取得すること。

### 6. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約

- (2) 採 択 件 数： 1 件
- (3) 予 算 規 模： 1 1 3, 4 7 9, 0 0 0 円 (消費税込) を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、原子力規制庁と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入： 事業報告書 8 部および電子媒体 2 式を原子力規制庁に納入。  
※ 電子媒体を納入する際、原子力規制庁が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付 PDF ファイルに変換した電子媒体も併せて納入して下さい。
- (5) 委託金の支払時期： 委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となる予定です。  
※ 事業終了前の支払い (概算払) が認められる場合は制限されていますので御注意下さい。
- (6) 支払額の確定方法： 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。  
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計です。このため、全ての支出に関して、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要です。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 7. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：平成 3 1 年 1 月 3 1 日 (木)

締 切 日：平成 3 1 年 2 月 2 5 日 (月) 1 7 時必着

### (2) 説明会の開催

開 催 日 時：平成 3 1 年 2 月 6 日 (水) 1 6 時 0 0 分

開 催 場 所：原子力規制庁入札会議室

東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号 (六本木ファーストビル 1 3 階)

説明会への参加を希望する方は、1 1. 問い合わせ先へ平成 3 1 年 2 月 5 日 (火) 1 7 時までに御連絡下さい。

連絡の際には、メールの件名 (題名) を必ず「平成 3 1 年度原子力施設等防災対策等委託費 (モニタリング実務研修) 事業説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名 (ふりがな)」「所属 (部署名)」「電話番号」「F A X 番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に 2 名まででお願い致します。(複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から 2 名までの出席でお願い致します。) また、出席者多数の場合には説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、御了承下さい。

### (3) 企画書募集に関する質問の受付及び回答

#### ①受付先

10. 問い合わせ先へ平成31年2月13日(水)17時までに電子メールにて行うこととします。質問及び回答は質問者自身の既得情報(特殊な情報、ノウハウ等)、個人情報、原子力規制庁の業務に支障をきたすものを除き公表します。

#### ②回答

平成31年2月15日(金)17時までに、企画競争参加者に対して電子メールにより行います。

### (4) 応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れて下さい。封筒の宛名面には、「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費(モニタリング実務研修)事業申請書」と記載して下さい。

- ・申請書(様式1) <申請書1部>
- ・企画提案書(様式2) <1部>
- ・会社概要票及び直近の過去3年分の財務諸表<1部>
- ・会社パンフレット<1部>

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮致しますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますので御了承下さい。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明して下さい。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

### (5) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出して下さい。

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課

平成31年度原子力施設等防災対策等委託費(モニタリング実務研修)事業担当宛て

※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入して下さい。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付下さい。

## 8. 審査・採択について

## (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会の審査を3月1日（金）以降に行い決定します。なお、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する場合があります。開催場所、説明時間、出席者数の制限については別途連絡を行います。

## (2) 審査基準

以下の審査基準（別添「採点表」参照。）に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 5. の応募資格を満たしているか。
- ②提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ワークライフバランス等の推進に関する認定等取組状況はどうか。

## (3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、原子力規制庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対し遅滞なくその旨を通知します。

## 9. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、原子力規制庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おき下さい。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので御了承下さい。なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

## 10. 問い合わせ先

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号  
原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課  
担当：廣上  
FAX：03-5114-2185  
E-mail：kiyokazu\_hirokami@nsr.go.jp

お問い合わせは電子メール又はF A Xをお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（モニタリング実務研修）事業」として下さい。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上